

P F I 事業の事後評価表

1. 事業概要等

1 (1) 事業の概要

施設名称 (事業名称)	豊橋市北部学校給食センター (豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業)
施設概要	学校給食施設
事業期間	整備期間：平成20年11月～平成22年3月 維持管理・運営期間：平成22年4月～令和7年3月(15年)
事業手法	BTO方式(サービス購入型)
選定方式	総合評価一般競争入札方式
事業主体	豊北学校給食株式会社
構成員	代表企業：株式会社掬水PFI 構成企業：株式会社山口晃建築設計事務所 吉川建設株式会社 丸昇彦坂建設株式会社 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 東海食膳協業組合
契約金額	事業契約時：6,875,656,903円
VFM	特定事業選定時：9.12% 事業者選定時：9.7%

1 (2) モニタリング結果(契約内容の履行状況)

整備	設計	適合
	建設	適合
維持管理・ 運営	運営	適合
	維持管理	適合

1 (3) 期間終了満了時対応に関する取り決め

施設の引き渡し	要求水準書において、事業終了時の施設の状態や実施事項について規定 <参考> 維持管理・運営要求水準書 第3 維持管理業務に係る要求水準 1 (略) 2 建築物保守管理業務 (1)・(2) (略) (3) 要求水準書
---------	--

	<p>ア～ウ (略)</p> <p>工 事業期間終了時の検査</p> <p>事業期間の終了に伴い、建築物の主要構造部について、以下の内容の検査を行い、市の確認を得ること。また、検査において不備が認められた場合は、適宜修繕等を実施すること。</p> <p>(ア) 構造上有害な鉄骨の錆・傷等</p> <p>(イ) 接合部のボルトのゆるみ等</p> <p>(ウ) 鉄筋コンクリート部分の構造上有害なクラック等</p> <p>3～7 (略)</p>
その他	<p>事業契約において、必要事項の説明や関係資料の提供など業務の引継ぎについて規定</p> <p><参考></p> <p>豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業 事業契約書約款</p> <p>第58条 (契約期間)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の終了に当たっては、市に対して、市が継続使用できるよう本施設の施設供用業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ事業者が用いた施設供用業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。</p>

2. 事業評価

2 (1) 事業実施状況

設置目的、契約履行の達成状況
<p>豊橋市北部学校給食センターは、市内小学校、中学校を対象に、確実な衛生管理のもとで、「安全でおいしい給食」の提供を図り、栄養バランスのとれた食事の提供による正しい食習慣の形成や児童生徒間の好ましい人間関係の育成の場として、児童生徒の心身の健全な発達を図る上で大きな教育的意義を有する学校給食を推進するための施設である。</p> <p>施設整備に関しては、事業者である特別目的会社（以下、「SPC」という）によって、ドライシステムを基本とし、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の概念を基礎とした確実な衛生管理に対応した設計・施工が行われたことで、要求水準を満足する施設を効率的かつ効果的に整備することができた。また、従来手法では一括払であった施設整備に要する費用について、分割払が可能となったことで財政負担の平準化が図れた。</p> <p>維持管理に関しては、運営部門との緊密な連携や迅速な対応により、事業期間中は重大事故の発生はなく、効率的で安定した維持管理を行うことができた。</p> <p>運営に関しては、従業員等に対する衛生管理に関する研修を積極的に設け、衛生意識の高揚を図りながら、HACCPの概念に基づく確実な衛生管理のもと、「安全でおいしい給食」を安定して提供することができた。また、市が主催する食育プログラム（親子フード・カルチャー）の実施内容を企画し、児童生徒及びその保護者が調理体験を通して学校給食の役割などを学び、より深い理解と協力を得ることができた。</p>
施設の利用状況
開業以来、小学校13校、中学校6校の児童生徒へ給食を提供していたが、令和4年度において市内の給食セン

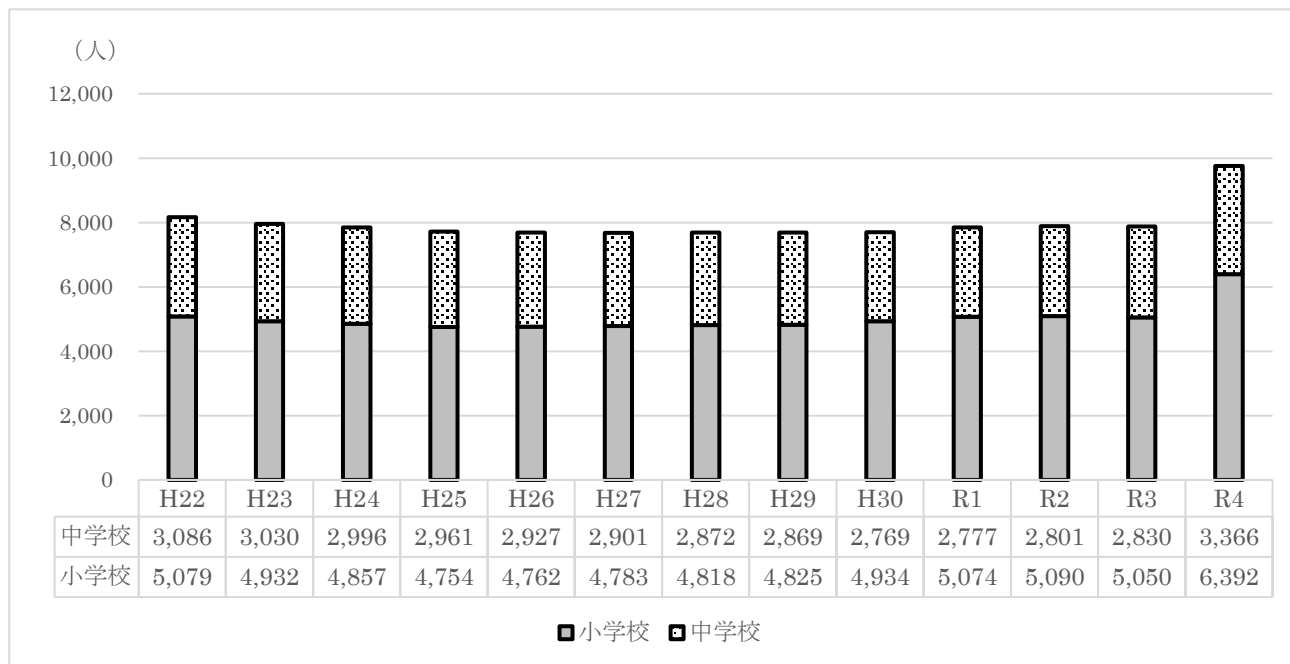
ターと受配校の組替を行い、本施設の受配校は小学校 17 校、中学校 7 校に増加した。

提供人数は、人口流動による給食需要の変化を受けつつも、開業以来概ね 8,000 人程で推移していたが、令和 4 年度の市内の各給食センターにおける受配校の組替により、約 10,000 人にまで増加した。

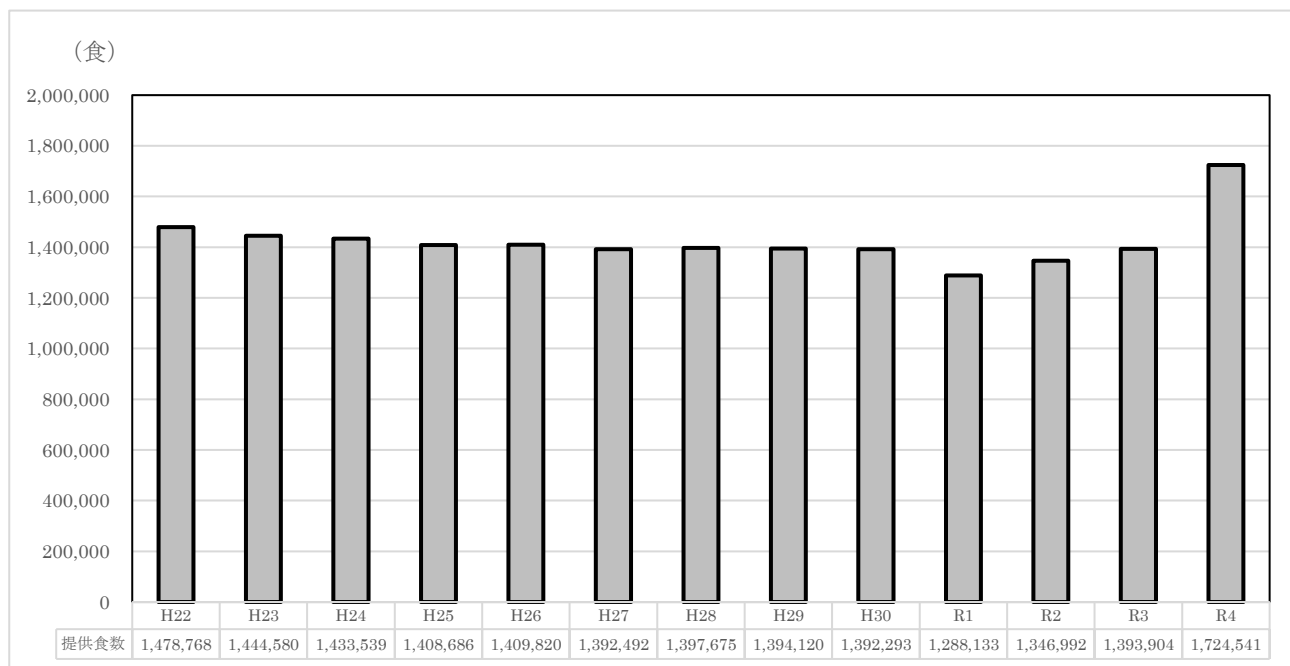
提供食数は、給食実施回数や提供人数の推移に併せて変動していたが、令和元年度と 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う小中学校の臨時休業により大きく減少した。

小中学校別の提供人数及び全体の提供食数の推移は以下グラフのとおり。

1 提供人数の推移



2 提供食数の推移



施設の維持管理・保全の状況

毎月のモニタリング及びS P Cからの状況説明により、維持管理業務月報や年報に記載された内容の確認を行った。事業期間を通じた維持管理の状況は良好であり、重大事故の発生といった大きな問題はなかった。

地域経済への貢献

S P Cには運営業務を担う地元企業が参画しており、また、従事者についても、その多くを地元から雇用することにより、雇用創出を通じて地域経済に貢献した。

事業者の経営状況

S P Cの経営状況について、財務諸表に基づき、当初計画との比較を行った。売上高については、S P Cによる独自収入はなく、市からのサービス対価のみであり、物価変動に伴う改定により計画を上回る年が多かった。経常利益及び税引後純利益については、S P Cは必要最低限の一般管理費で運営を行っており、当初計画を上回る状況で推移した。したがって、経営状況については、特段問題はなかった。

単位：千円

区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
売上高	計画	427,594	430,114	430,114	430,114	430,114	430,114	430,114	430,114	430,114	430,114	430,114	430,114	430,114	430,114	430,114
	実績	440,054	148,248	422,792	424,453	428,360	437,790	436,911	434,729	439,161	443,383	448,008	457,332	459,574		
	差			▲7,322	▲5,661	▲1,754	7,676	6,797	4,615	9,047	13,269	17,894	27,218	29,460		
経常利益	計画	4,874	1,491	2,297	2,226	2,154	2,079	2,003	1,924	1,844	1,762	1,677	1,591	1,502	1,411	1,064
	実績	1,180	▲14,101	▲3,142	▲3,176	▲3,164	1,565	3,763	8,823	9,526	8,500	8,964	8,582	8,605		
	差			▲5,439	▲5,402	▲5,318	▲514	1,760	6,899	7,682	6,738	7,287	6,991	7,103		
税引後 純利益	計画	4,804	1,421	2,227	1,316	1,273	1,229	1,184	1,138	1,090	1,042	992	941	888	835	629
	実績	1,109	▲14,130	▲3,213	▲3,247	▲3,235	1,494	3,692	8,752	9,455	7,444	6,770	6,652	6,584		
	差			▲5,440	▲4,563	▲4,508	265	2,508	7,614	8,365	6,402	5,778	5,711	5,696		

※H22年度の実績は、H22年11月1日からH23年10月31日まで（変則決算）

※H23年度の実績は、H23年11月1日からH24年3月31日まで（変則決算）

事業者による自己評価

1 施設の維持管理・保全の状況

事業期間を通じた維持管理については、年間計画通りに実施し、各設備ともに給食業務に支障なく稼働させることができた。

生ごみ処理機が多発故障が生じたが、逐次対応・処置等を実施し、すみやかな復旧を図った。

ボイラー・空調等の設備機器の経年劣化や部品供給終了等による修理対応不可の設備について、契約終了後の課題として、今後起こりうる故障および故障時のリスクを説明し、給排水・蒸気配管の経年劣化も考慮した更新計画案を提出した。

2 事業者の経営状況

キャッシュフローベースの長期収支計画通りに推移した。建設二期に見なし仕入れとした割賦原価費用の計上が大きく響き、平成26年までは税引き後当期利益はマイナスだったが、その後の収支は黒字に転じた。

2 (2) 事業効果や課題・改善点

契約条件の変更点
令和4年度に市内の給食センターと受配校の組替を行い、受配校が開業時の小学校13校、中学校6校から、小学校17校、中学校7校へ変更した。
財政負担の軽減
1 歳入の変動 なし
2 歳出の変動 令和4年度に市内の給食センターと受配校の組替を実施するため、本施設の受配校及びクラス数の増加に伴うコンテナ等の購入に要する費用など当初は想定されていなかった費用が発生し、これらは市が負担した。
設計から運営までの一括契約効果
1 設計・建設における効果 SPCによって、ドライシステムを基本とし、HACCPの概念を基礎とした確実な衛生管理に対応した設計・施工が行われたことで、要求水準を満足する施設を効率的かつ効果的に整備することができた。また、従来手法では一括払であった施設整備に要する費用について、分割払が可能となったことで財政負担の平準化が図れた。
2 維持管理・運営における効果 SPCによって、維持管理と運営が一元的に行われたことで、両部門の緊密な連携が図られ、不測の事態にも迅速な対応がなされた。事業期間中は重大事故の発生はなく、効率的で安定した維持管理・運営を行うことができた。
3 管理者の事務負担軽減における効果 従来方式の場合、設計・建設・維持管理・運営について、それぞれ分割発注としなければならないところ、PFI方式ではこれらを全て一括発注とすることができたことにより、発注に関する業務量を削減することができた。
リスク分担の適切性
1 経費の変動リスクの分担について サービス購入料B（維持管理運営費相当額）の改定に係る算定基礎となる企業向けサービス価格指数（日本銀行）や消費者物価指数（総務省）の統計数字は、事業契約書に基づき、前年度平均のものを用いることとされているが、令和3年度以降のエネルギー価格や人件費水準の急激な高騰は、改訂に反映されるまでに期間を要し、維持管理・運営を担う構成企業にとっては負担となった。
2 修繕リスクの分担について SPCと事業契約書の解釈について見解が異なることもあったものの、給食の提供中止となるような大きな問題は生じなかった。
3 法令リスクの分担について 平成27年4月に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（改正フロン法）により、

点検業務等の新たな費用負担が発生することとなったが、事業契約書の定めにより、市の負担としたことから、特に大きな問題はなかった。

4 不可抗力について

事業契約書に定める不可抗力を適用する事態は生じなかった。

要求水準の適切性

1 要求水準の見直しの協議を行った項目と対応結果

なし

2 次期事業において見直しを行った項目

以下の項目について見直しを行い、次期長期包括委託業務の要求水準に盛り込んだ。

(1) 光熱水費の市負担

施設の運営における光熱水費について、次期事業は新たな施設整備を伴うものではなく、光熱水費削減に係る事業者の創意工夫の余地が小さいことから、基本的に市の負担とした。

(2) 学校配膳業務の追加

学校配膳業務について、従来からの個別発注により本事業の範囲外としていたが、次期事業においては業務範囲に追加し、運営業務との緊密な連携を図るとともに、事業者による効果的な人員の運用が可能となるようにした。

事業者による自己評価

1 設計から運営までの一括契約効果

設計施工から運営、維持管理業務まで S P C による一括管理がなされ、問題の発見と迅速な対応がとれたことにより、契約書および要求水準書通りに実施が図られ、安全安心な学校給食を提供することができた。また、事業期間中の全体コストの低減にも貢献できた。

2 リスク分担の適切性

令和 3 年度から始まった水道光熱費の高騰や人件費の急上昇は、サービス購入料 B の改定基礎となる日銀、総務省の統計指数には直ぐに反映されず事業者の経費負担増となった。令和 4 年度に増食増校による給食提供人数の拡大があったが事業契約規定内に収まったので事業者の負担はなかった。また、長期大規模修繕計画案を提出したが、施設や設備に大きな不具合は見られず現在に至っている。

3 要求水準の適切性

要求水準は適切と考える。ただ時に要求水準を超える場合には、理想と現実のなかで、より良い方向を目指した。

3. 事業手法等の妥当性検証

事業手法等の妥当性

事業効果は以下のとおりであったことから、本事業の事業手法は妥当であったと判断する。

1 定量的評価（VFM）

特定事業選定時の9.12%に対し、事業契約時は9.7%であった。事業評価時まで契約金額に変更はなかった。

2 定性的評価

（1）一括発注により、事業を経済的かつ効果的に実施することができた。特に施設整備については、従来方式では一括払となるところ、分割払が可能となったことで財政負担の平準化が図れた。

（2）長期にわたり良質なサービスの継続的に提供することができた。

（3）リスク分担の明確化により、事業を安定的に運営することができた。

4. 次期事業について

事業内容

引き続き、運営と維持管理業務を包括的に委託することとし、学校配膳業務についても業務範囲とし、運営業務との緊密な連携や事業者による効果的な人員の運用に対応できるようにした。

また、次期事業では施設や設備の更新が必要になることから、修繕や更新は基本的に事業者の範囲とした。

施設改修の必要性

築年数及び耐用年数の経過に伴い、施設や各種設備について、小破修繕が増加しているところ、特に耐用年数が経過する設備については、次期事業において、修繕計画に基づき、順次更新等を含めた対応を行うこととしている。

築15年目となる令和6年度には、施設保全計画に基づき、予防保全工事として屋上防水改修、外壁改修等を予定している。

洗浄室の吊り天井（特定天井）については、平成26年4月の改正建築基準法施行令の施行により、既存不適格の状態となっていることから、時期は未定であるが落下防止措置を講ずる工事を行う予定である。

事業手法

PFI事業終了後の事業手法としては、①業務委託として実施する方法（長期包括委託）、②再度PFI事業として実施する方法が挙げられる。

本施設においては、RO方式を採用した場合、給食の提供を一定期間止める必要があることから、再度のPFI事業ではなく、長期包括委託を採用することとした。

リスク分担の改善点

次期事業は、新たな施設整備を伴うものではなく、光熱水費の削減について事業者の創意工夫の余地が少ないことから、本施設の運営にかかる光熱水費は基本的に市の負担とした。ただし、要求水準書に定める上限使用量を超えた場合、超過分の費用は事業者の負担とした。

要求水準の改善点

本事業では、事業期間終了時における本施設の建築設備等の状態について明確な記載がなかったことから、次期事業においては、本施設の建物本体や建設設備等すべてが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継げるよう維持管理を行うこととし、少なくとも次期事業終了後1年間は、本施設の修繕等が必要とならない状態を基準に、市に引き渡す旨を要求水準に記載した。